

現 行	改正後
<p>(管理者決裁事項)</p> <p>第四条 次の各号に掲げる事項は、管理者の決裁を受けなければならない。</p> <p>[一～十三 略]</p> <p>十四 <u>次長以上の職にある者の旅行命令</u>に関する事</p> <p>十五 [略]</p> <p>十六 一件二億円以上の工事の変更に係る事（<u>次条第十号</u>、<u>第六条第一号キ</u>及び<u>第七条第一号カ</u>の規定による専決に係るものを除く。）</p> <p>[十七～二十 略]</p> <p>二十一 一件二千万円以上の委託及び受託に係る事（<u>次条第十五号</u>及び<u>第六条第一号ス</u>の規定による専決に係るものを除く。）</p> <p>[二十二・二十三 略]</p> <p>二十四 一件二億円以上の工事請負契約、委託（委任）契約等の変更に係る事（<u>次条第十七号</u>、<u>第六条第二号サ</u>及び<u>第七条第三号エ</u>の規定による専決に係るものを除く。）</p> <p>[二十五～三十三 略]</p> <p>(次長専決事項)</p> <p>第五条 次長の専決事項は、次のとおりとする。</p> <p>[一～五 略]</p> <p><u>六 部長及び水道危機管理室長の職にある者の内国旅行命令に関する事</u></p> <p><u>七 部長の職以下の職にある者の外国旅行命令に関する事</u></p> <p>八 [略]</p> <p><u>九 一件一億円以上二億円未満の工事の変更に係る事（第七条第一号カ</u>の規定による専決に係るものを除く。）</p> <p>[十～二十三 略]</p> <p>(部長専決事項)</p> <p>第六条 部長の専決事項は、次のとおりとする。</p> <p>一 共通専決事項</p> <p>[ア～ウ 略]</p> <p>エ 課長（これと同等の職を<u>含む</u>。次号において同じ。）の職にある者の週休日及び勤務時間の割振り、週休日の振替及び半日勤務時間の割振り変更、代休日の指定、超過勤務命令、休暇（病気休暇、家庭支援休暇及び介護部分休業を除く。）、<u>職務専念義務の免除</u>（管理者が別に定める事由によるものに限る。）<u>並びに内国旅行命令</u>に関する事</p> <p>オ [略]</p> <p>カ 一件千万円以上一億円未満の工事の変更に係る事（<u>次条第一号オ</u>の規定による専決に係るものを除く。）</p> <p>[キ～サ 略]</p> <p>シ 一件二百万円以上千万円未満の委託及び受託に係る事（<u>次条第一号コ</u>の規定による専決に係るものを除く。）</p>	<p>(管理者決裁事項)</p> <p>第四条 次の各号に掲げる事項は、管理者の決裁を受けなければならない。</p> <p>[一～十三 略]</p> <p>十四 <u>外国旅行</u>に関する事</p> <p>十五 [略]</p> <p>十六 一件二億円以上の工事の変更に係る事（<u>次条第八号</u>、<u>第六条第一号キ</u>及び<u>第七条第一号キ</u>の規定による専決に係るものを除く。）</p> <p>[十七～二十 略]</p> <p>二十一 一件二千万円以上の委託及び受託に係る事（<u>次条第十三号</u>及び<u>第六条第一号ス</u>の規定による専決に係るものを除く。）</p> <p>[二十二・二十三 略]</p> <p>二十四 一件二億円以上の工事請負契約、委託（委任）契約等の変更に係る事（<u>次条第十五号</u>、<u>第六条第二号サ</u>及び<u>第七条第三号エ</u>の規定による専決に係るものを除く。）</p> <p>[二十五～三十三 略]</p> <p>(次長専決事項)</p> <p>第五条 次長の専決事項は、次のとおりとする。</p> <p>[一～五 略]</p> <p><u>[削る]</u></p> <p><u>[削る]</u></p> <p>六 [略]</p> <p><u>七 一件一億円以上二億円未満の工事の変更に係る事（第七条第一号キ</u>の規定による専決に係るものを除く。）</p> <p>[八～二十一 略]</p> <p>(部長専決事項)</p> <p>第六条 部長の専決事項は、次のとおりとする。</p> <p>一 共通専決事項</p> <p>[ア～ウ 略]</p> <p>エ 課長（これと同等の職を<u>含む</u>、<u>水道危機管理室長を除く</u>。次号において同じ。）の職にある者の週休日及び勤務時間の割振り、週休日の振替及び半日勤務時間の割振り変更、代休日の指定、超過勤務命令、休暇（病気休暇、家庭支援休暇及び介護部分休業を除く。）<u>並びに職務専念義務の免除</u>（管理者が別に定める事由によるものに限る。）に関する事</p> <p>オ [略]</p> <p>カ 一件千万円以上一億円未満の工事の変更に係る事（<u>次条第一号カ</u>の規定による専決に係るものを除く。）</p> <p>[キ～サ 略]</p> <p>シ 一件二百万円以上千万円未満の委託及び受託に係る事（<u>次条第一号サ</u>の規定による専決に係るものを除く。）</p>

ス 一件千万元以上五千万円未満の委託及び受託の変更（変更後の契約金額と当初の契約金額（第四条第二十一号及び**第五条第十四号**の規定による決裁を受けて契約金額を変更したものにあっては、その変更後の契約金額。以下このスにおいて同じ。）との差額が当初の契約金額の三割に相当する額未満の場合又は延長した日数（同号の規定による決裁を受けて履行期間を延長したものにあっては、その延長後の履行期間をさらに延長した日数）の累計が四十日を超えない範囲内で履行期間を延長する場合に限る。）に関する事（重要なものを除く。）

セ 一件三十万元以上百万円未満の補助金、負担金、交付金等の交付に関する事（**次条第一号セ**の規定による専決に係るものを除く。）

[ソ〜チ 略]

[二〜四 略]

（課長専決事項）

第七条 課長の専決事項は、次のとおりとする。

一 共通専決事項

[ア・イ 略]

ウ 係長（これと同等の職を含む。）の職以下の職にある者の週休日及び勤務時間の割振り、週休日の振替及び半日勤務時間の割振り変更、代休日の指定、超過勤務命令、休暇（病気休暇、家庭支援休暇及び介護部分休業を除く。）並職専念義務の免除（管理者が別に定める事由によるものに限る。）並びに内国旅行命令に関する事

[新設]

[エ・オ 略]

カ 一件一億円以上三億円未満の工事の変更（変更後の設計金額と当初の設計金額（第四条第十六号及び**第五条第九号**の規定による決裁を受けて設計金額を変更したものにあっては、その変更後の設計金額）との差額が三千万円未満の場合又は延長した日数（同号の規定による決裁を受けて工期を延長したものにあっては、その延長後の工期をさらに延長した日数）の累計が四十日を超えない範囲内で工期を延長する場合に限る。）に関する事（重要なものを除く。）

[キ〜ネ 略]

二 [略]

三 総務部財務課長専決事項

[ア〜ウ 略]

エ 一件一億円以上三億円未満の工事請負契約、委託（委任）契約の変更（変更後の契約金額と当初の契約金額（第四条第二十四号及び**第五条第十六号**の規定による決裁を受けて契約金額を変更したものにあっては、その変更後の契約金額）との差額が三千万円未満の場合又は延長した日数（同号の規定による決裁を受けて履行期間を延長したものにあっては、その延長後の履行期間をさらに延長した日数）の累計が四十日を超えない範囲内で履行期間を延長する場合に限る。）に関する事（重要なものを除く。）

[オ〜シ 略]

[四〜十一 略]

ス 一件千万元以上五千万円未満の委託及び受託の変更（変更後の契約金額と当初の契約金額（第四条第二十一号及び**第五条第十二号**の規定による決裁を受けて契約金額を変更したものにあっては、その変更後の契約金額。以下このスにおいて同じ。）との差額が当初の契約金額の三割に相当する額未満の場合又は延長した日数（同号の規定による決裁を受けて履行期間を延長したものにあっては、その延長後の履行期間をさらに延長した日数）の累計が四十日を超えない範囲内で履行期間を延長する場合に限る。）に関する事（重要なものを除く。）

セ 一件三十万元以上百万円未満の補助金、負担金、交付金等の交付に関する事（**次条第一号ソ**の規定による専決に係るものを除く。）

[ソ〜チ 略]

[二〜四 略]

（課長専決事項）

第七条 課長の専決事項は、次のとおりとする。

一 共通専決事項

[ア・イ 略]

ウ 係長（これと同等の職を含む。）の職以下の職にある者の週休日及び勤務時間の割振り、週休日の振替及び半日勤務時間の割振り変更、代休日の指定、超過勤務命令、休暇（病気休暇、家庭支援休暇及び介護部分休業を除く。）並びに職専念義務の免除（管理者が別に定める事由によるものに限る。）に関する事

エ 内国旅行に関する事

[オ・カ 略]

キ 一件一億円以上三億円未満の工事の変更（変更後の設計金額と当初の設計金額（第四条第十六号及び**第五条第七号**の規定による決裁を受けて設計金額を変更したものにあっては、その変更後の設計金額）との差額が三千万円未満の場合又は延長した日数（同号の規定による決裁を受けて工期を延長したものにあっては、その延長後の工期をさらに延長した日数）の累計が四十日を超えない範囲内で工期を延長する場合に限る。）に関する事（重要なものを除く。）

[ク〜ノ 略]

二 [略]

三 総務部財務課長専決事項

[ア〜ウ 略]

エ 一件一億円以上三億円未満の工事請負契約、委託（委任）契約の変更（変更後の契約金額と当初の契約金額（第四条第二十四号及び**第五条第十四号**の規定による決裁を受けて契約金額を変更したものにあっては、その変更後の契約金額）との差額が三千万円未満の場合又は延長した日数（同号の規定による決裁を受けて履行期間を延長したものにあっては、その延長後の履行期間をさらに延長した日数）の累計が四十日を超えない範囲内で履行期間を延長する場合に限る。）に関する事（重要なものを除く。）

[オ〜シ 略]

[四〜十一 略]

附 則

この規程は、令和八年四月一日から施行する。

(水道局総務部総務課)